

## 2. 農林水産業政策

農政の基本的指針である食料・農業・農村基本法の制定から20年以上が経過しました。この間、WTO（世界貿易機関）※1による世界全体の貿易ルールづくりの交渉が行き詰まり、本来は例外として規定されていた2国間のEPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）※2が国際交渉の主流となり、もともと関税削減や自由化の議論において特別の配慮がされていた農業分野においても関税引き下げ競争が激化。さらには、CPTPP※3（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結により「例外なき関税撤廃」の流れが加速。その結果として、安価な農産物輸入の増加に押され、担い手や農地の減少に歯止めがかからず、我が国農業は大変厳しい現状に直面しています。現行基本法においても「国内の農業生産の増大を図ることを基本」としている中、農業総産出額、生産農業所得ともに現行基本法制定時よりも低迷しています。さらに長いスパンで見ると、最大の生産基盤である農地面積は、この半世紀で約4分の3に減少、農業就業者数は約6分の1にまで減少しています。そして、その最大の理由は、個々の農業者の「所得の低さ」にあります。

政府は、現行基本法で「担い手」として位置づけた「効率的かつ安定的な農業経営が生産の相当部分を担う」といった方向性が正しかったのか否か、なぜ、「国内生産の増大」が実現できなかったのか、まずはその検証を行うべきです。

一方で、世界的な人口増加、とりわけ中国の経済発展に伴う需要の増大、温暖化に伴う異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、ロシアによるウクライナ侵略に代表される紛争の激化などによる供給途絶、資材価格の高騰などにより、世界の食料需給は不安定性を増し、「お金さえあればいつでもどこからでも食料が買える」状況は一変しました。

食料自給率がわずか38%の我が国は、ひとたび海外からの輸入が途絶すると国民の生命を脅かしかねない深刻な状況に直面していると言えます。

国家の最大の責務の一つは「食料の安定供給」であり、かつてフランスのド・ゴール大統領が発した「食料の自給できない国は真の独立国ではない」との言葉は至言（しげん）であります。国民民主党も「自分の国は自分で守る」ことを柱に掲げています。食料を戦略的に、ある種の「武器」として考えている国もある中、まさしく、安全保障の要の一つは食料・農業であることを、今こそ再認識すべきです。

秋田をはじめ地方に活力をつくる第一は、農林水産業を元気にし、従事している方々の生活を豊かにするために所得向上の政策が必要です。

農林水産分野を生産、加工、流通、観光に渡った総合産業として育成する政策を策定致します。

※1. WTO（世界貿易機関）：World Trade Organizationの略でスイスのジュネーブに本部を置く国際機関。世界各国が「自由に」モノやサービスなどの貿易ができるようにするために国際的なルールを定め、貿易障壁を削減・撤廃するため加盟国間で貿易交渉を行う。また、通商摩擦が政治問題化する事を防ぐため、ルールに基づいた解決を目指す紛争解決手続のシステムを設けている。

※2. EPA（経済連携協定）：Economic Partnership Agreementの略で、2以上の国（又は地域）の間で、FTA（自由貿易協定）：Free Trade Agreementの要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば知的財産の保護や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定。

※3. CPTPP（TPP11）：2017年にアメリカがTPPを離脱した後に再開されたFTA（自由貿易協定）であり、世界のGDPの約14%を占める巨大自由経済圏。CPTPP（TPP11）では関税撤廃が定められている事から、ヒトやモノの移動がより活発化することが期待されている。

### ①農林水産業の所得向上

世界的な食糧危機に備え食料の安全保障を守るために、農業者戸別所得補償制度の再構築、食料自給率

50%、生産コストの支援等の政策実現。また林業は、環境保全の観点から木材産業の活性化、伐採、再造林の推進、林道網の整備。農業は秋田の基幹産業であり、農業・食糧を守るために**水田活用交付金の恒久的な政策の推進**※1。さらに、農地の集積・集約化による規模拡大。また家族農業・中小規模農業者を含め、全ての農業者がその持てる力を発揮できる生産現場の実情に合わせた農業政策を実現し農村を守ります。農林水産業総合戦略を策定し、技術革新による**スマート農林水産業**※2の推進、付加価値を付けた加工、輸出、経営支援、担い手育成、販路拡大により所得向上と経営安定を推進し持続可能な産業を実現します。

※1. **水田活用交付金の恒久的な政策の推進**：私は、2015年2月25日衆議院予算委員会で水田フル活用について方針を質問した。その際、当時の農林大臣は水田をフル活用して転作作物をしっかりと後押しするとの答弁だった。なぜ、今、転作助成の見直しを行うのか全く説明不足、また現場の実態を見た上で施策を決めたのか甚だ疑問である。理解の得られない交付対象水田の見直し水張りルールは現場の混乱を招くだけ。今一度、現場の声を聞くべき。農林省に対し地域の実情に応じた転作作物交付要件の緩和を進めるように強く要望する。  
※2. **スマート農林水産業**：現場の課題をロボット、AI、IoT等の先端技術で解決し、生産性の向上と人手不足に対応する新しい農林水産業の形として期待されている。

## ②食料安全保障と「農業者戸別所得補償制度」再構築

世界的な食料危機や気候変動を広義の安全保障として位置づけるとともに、国土、水源、自然環境の保全など、農業の公共的・環境的役割を重視した農政を展開します。地域政策を重視し、農村の維持・活性化に重点を置く農政に転換、推進します。主要農産物、食料ごとの自給率目標を定める「食料自給基本計画」を策定します。

**米の需給調整**※1は国の責任で行うとともに、現在食料自給率38%を50%に、現在有機農業面積0.5%を30%に引き上げる対策を行います。農業生産への支援から多面的役割への支援へ。農業者戸別所得補償制度を再構築し、安心して営農継続できる環境を整えます。米は1万5000円/10aを補助します。

**環境配慮型農業**※2を推進するため、有機農法や**GAP認証**※3を受けた農法を行う農家には「環境加算」を上乗せします。農地が持つ**炭素貯留機能**※4によるCO2排出削減効果を**炭素クレジット**※5として取引できるようにします。田畑などへの鳥獣被害対策、都市農業支援に取り組みます。**種子法**※6を復活させます。**JA准組合員**※7規制には反対であり、地域に根差した「農」を支える人づくりを行います。

※1. **米の需給調整**：平成30年産からは国による生産数量目標の配分が廃止された。現在は農業者・農業者団体が主体的に米の需給調整を行う制度になり、米の作付け目標面積の配分は、農業者・農業者団体が作成する「生産調整方針」に参加する必要があります。米の生産目標面積（数量）の配分は原則、農業者・農業者団体（生産調整方針作成者）から配分することになった

※2. **環境配慮型農業**：「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です

※3. **GAP（農業生産工程管理）**：Good Agricultural Practicesの略で、農産物（食品）の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。

※4. **炭素貯留機能**：土壌有機物は、土壌の物理的、化学的、生物学的性質を良好に保ち、また、養分を作物に持続的に供給するために重要な役割を果たしており、農業生産性の向上・安定化に不可欠。一部が分解されにくい土壌有機炭素となり長期間土壌中に貯留される。

※5. **炭素クレジット**：カーボンクレジット（Carbon Credit）とは、企業が森林の保護や植林、省エネルギー機器導入などを行うことで生まれたCO2などの温室効果ガスの削減効果（削減量、吸収量）をクレジット（排出権）として発行し、他の企業などとの間で取引できるようにする仕組みで、炭素クレジットとも呼ばれている

※6. **種子法**：日本の食を支える主要農作物であるお米、麦類、大豆の種子の安定生産・供給を目的とし、優良な品種の種子の生産責任を公的機関に義務付ける法律。

※7. **JA准組合員**：農協の組合員には、「正組合員」と「准組合員」の2種類がある。農業者である組合員を一般的に「正組合員」と言い、農業者でない場合でも組合の施設や事業を利用することが適当である場合には「准組合員」となる。

### ③林業の活性化・花粉症対策

国民の約3割が罹患（りかん）しているスギ花粉症の対策強化を図るため、スギ人工林の伐採・利用・植え替えの促進、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉飛散抑制技術の開発をさらに進めます。また、国有林・民有林において、公益的機能を維持しつつ、木材の安定供給を図り、**木質バイオマス※1**や**木製サッシ※2**の推進を含めた住宅などへの国産材の活用や、海外への製材輸出を促進し、**ドイツのような林産業大国※3**をめざします。

- ※1. **木質バイオマス**：「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な有機性資源（化石燃料は除く）」の事を呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを木質バイオマスと呼ぶ。
- ※2. **木製サッシ**：木製の建具で、やわらかく温かみのある外観。アルミサッシに比べ、断熱性・結露防止に関して優れている。
- ※3. **林業大国ドイツ**：ドイツでは「子供達が憧れる職業」と評する識者もいる。ドイツで医師やパイロットと並んで人気の職業が、森林を管理・調査する foerster（森林官）。森林官は、経済合理性と接続可能性とのバランスを保つ『森の守人』の役割も担っている。日本とドイツの国土面積はほぼ同じだが、森林面積は日本の方が広く2500万haあり、森林率は67%。一方のドイツは日本の半分以下の1100万haで森林率は32%。しかし、年間の木材生産量は日本の約3000万m<sup>3</sup>に対してドイツはその倍の約6000万m<sup>3</sup>。さらに、林業就業者数も大きく異なる。統計の取り方が違うため一概には言えないが、日本の林業就業者数は約4万5千人なのに対して、ドイツは自動車産業の2倍近い130万人というデータもある。『森林は国土の最もよい装飾である』とはドイツに残る言葉。日本は、ドイツの取り組みに学ぶ必要がある。★【富士通総研・日経新聞・やまもりジャーナル抜粋】

### ④水産業の発展

世界に誇る日本の魚食文化を守り育てるために、水産資源の適切な管理・密猟や不正な漁業の取り締まり強化・漁場環境の保全等の取り組みと水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、2018年成立した改正漁業法について、現場の声をお聞きして真に水産業発展に資する観点での見直しを行います。

水産業は我が国領海、**排他的経済水域※1**を保全する上でも重要な機能を果たしている事を十分留意します。

また、**ALPS 処理水※2**海洋放出以降の一部の国、地域の輸入規制強化等に対して、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めています。

- ※1. **排他的経済水域**：沿岸国が、その範囲内において、天然資源の探査・開発などを含めた経済的活動についての主権的権利と、海洋の科学的調査、海洋環境の保護・保全等についての管轄権を有する水域で、領海基線（海面が一番低い時に陸地と水面の境界となる線）から200海里（約370km）を越えない範囲内で設定することができるものとして国連海洋法条約（「海洋法に関する国際連合条約」）によって規定されています。
- ※2. **ALPS 処理水（アルプスしょりすい）**：福島第一原子力発電所において発生した放射性物質が含まれる汚染水を、多核種除去設備（頭字語：ALPS）などを使用し、トリチウムや炭素14を除く62種類の放射性物質を国の規制基準以下まで浄化処理した水の事

### ⑤家畜伝染病の阻止

アフリカ豚熱（豚コレラ）など家畜伝染病の海外からの流入を水際で徹底阻止するため、検疫探知犬の配置の充実、許可のない肉製品等の持ち込み者に対する上陸拒否など、検疫体制を強化します。

### ⑥消費者目線の食品表示制度

安全・安心な農産物・食品の提供体制を確立するため、原料原産地表示の対象を、原則として全ての加工食品に拡大するとともに、**食品トレーサビリティ※1**の促進、食品添加物、遺伝子組み換え食品表示やアレルギー表示、**ゲノム編集応用食品※2**表示等、販売の多様化にあわせた表示内容、消費者目線の食品表

示制度の実現を進めます。

※1. **トレーサビリティ**：「その製品がいつ、どこで、だれによって作られたのか」を明らかにすべく、原材料の調達から生産、そして消費または廃棄まで追跡可能な状態にする事。

※2. **ゲノム編集食品**：DNA 切断による修復過程で DNA が欠けて機能を停止させたもの、もしくは DNA 切断による修復過程で DNA が入れ替わって機能を変更させたもの。

## ⑦ふるさとへの帰農支援

夫婦の一方が生まれ育ち、親の住んでいた故郷に帰農する場合、年最大 250 万円を給付する制度（「夫婦ふるさと帰農支援給付金」）を創設します。「**農業次世代人材投資事業※1**」を充実・強化し、農業後継者の就農を強化しつつ、過疎地の活性化を図ります。

※1. **農業次世代人材投資事業**：次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金を交付する。

秋田・日本再起動

～重点政策～

選択画面に戻る 